

平成17年12月20日

企画政策部 企画政策課

「第1次薩摩川内市総合計画基本計画（素案）」に
寄せられたパブリックコメントに対する市の考え方

基本計画（素案）については、市民・団体の方から21項目に及び御意見を頂きました。このパブリックコメントに対する市の考え方は、別紙のとおりです（計画に反映させることに対する考え方をまとめてあります。）

今後は、寄せられた意見等を基に「第1次薩摩川内市総合計画基本計画（素案）」を修正し、総合計画審議会等での審議を経た後、今年度中に第1次薩摩川内市総合計画基本計画として決定する予定です。

パブリック・コメントに対する市の考え方（案）

No	目次				対 応	御意見等の概要	御意見等に対する市の考え方
	章	節	項	号			
1	1	1	1	1	原案とおり	地区コミュニティ協議会と市との定期会議などによる連携強化や地区コミュニティ協議会が市との窓口であることの位置付けを明確にするため、第1章第1節1? 「地区コミュニティ協議会との協働によるまちづくり」の文末に、「また、地区コミュニティ協議会との連携を強化し協働によるまちづくりを図ります。」を追加できないか。	第1章第1節1? 「地区コミュニティ協議会との協働によるまちづくり」に、「また、地区コミュニティ協議会との連携を強化し、協働によるまちづくりを図ります。」の記述を記載済みです。
2	3	4	2	1	原案とおり	学校教育の限られた場だけでなく、教職員としての広い視野と経験を高めるため、第3章第4節2? 「社会の変化に対応した学校教育の充実」に以下の項目を追加できないか。 「教職員の指導能力の向上」 児童生徒の健やかな成長を図るために、教職員への教育・教養・情操の指導能力や社会の変化に対応できる指導能力を高めるために、定期的な学習の場設定と異業種での体験学習の場を設定する。	第3章第4節2? 力「教職員の資質の向上」に、「児童生徒の健やかな成長を図るために、授業実践を通して指導技術の向上を図るとともに、体験的な研修を含め各種研修の充実を図り、常に子どもや地域とともにあり、自らの資質向上に意欲的に取り組む教職員の育成に努めます。また、教職員の新たな評価システムの実施や資質の向上を必要とする教員への対応など新たな人事管理に適切に対応し、市民の信頼に応えられるよう努めます。」の記述を記載済みです。
3	3	6	1	1	原案とおり	勇壮で演技規模の大きい高江町太鼓踊りは、保存会を中心に定期的に踊りを披露しているが、第3章第6節1? 「歴史・伝統文化の保存と継承」に、高江町太鼓踊りの保存・継承についての記述を追加できないか。	第3章第6節1? ア「伝統行事の保存・継承」に、伝統行事・伝統芸能の保存・継承について記述しており、この中に御意見いただいた高江町太鼓踊りも含まれています。 なお、市内には数多くの伝統行事・伝統芸能が存在しますので、個別の伝統行事・伝統芸能の記述を追加することは適当ではないと考えています。
4					全国的にも希少な海洋木造船の製造技術の保存・継承のために、市内の若者が製作にあっているが、伝統技術の保存・継承はもちろんのこと、新しい起業として支援・活用するため、第3章第6節1? 「歴史・伝統文化の保存と継承」に、「全国的にも希少な海洋木造船「薩摩型船」の伝統文化の保存と継承、伝統技術の保存と継承を図る」を追加できないか。		
5	3 5	6 6	1 1	1 4	一部修正	多様化する観光客のニーズに対応するためにも、各地区に埋もれている観光資源を発掘する必要がある。このため、第5章第6節1? 「観光ネットワークの形成」及び第3章第6節2? 「歴史・文化資源のネットワーク化」に以下の項目を追加できないか。 「既存の観光パンフレットに記載されている観光ネットワークだけではなく、埋もれた、あるいは既製の観光ネットワークに組み入れていない観光資源、歴史・文化などを地区別に整理し、広く目的別あるいはルート別に観光ネットワークを構築し観光の振興を図る。」	御意見を踏まえ、第3章6節1? ア「伝統行事の保存・継承」に、「また、未来に守り伝えるべき伝統芸能・行事、文化財等を掘り起こし、地域の宝として保存し、まちづくりに活かす取組を支援します。」の記述を追加しました。 なお、観光資源の発掘については、第5章第6節1? ア「薩摩川内観光資源ネットワークの形成」に記述してあり、御意見いただいた点も、これに含まれると考えています。
6	3	6	1	1	原案とおり	高江町八間川の江之口眼鏡橋は、県内唯一の肥後の石工岩永三五郎作の貴重な現地現存橋であるが、橋の欄干は崩れ落ち、無残な状況になるので、第3章第6節に「イ 歴史・伝統文化の保存と継承」に、「薩摩川内市の指定文化財である高江町の国の選定である「水辺の楽校」八間川の江之口眼鏡橋の整備を促進する。」の記述を追加することはできないか。	文化財の保存については、第3章第6節1? イ「文化財の調査・保存・活用」に記述しており、御意見いただいた江之口眼鏡橋の修理・復元等もこれに含まれていると考えています。 なお、市内には数多くの文化財が存在しますので、学術的価値や地域的重要性を基に優先順位を定め、具体的な対応を検討していくこととなります。
7	3	6	2		原案とおり	薩摩川内市の指定文化財一覧表は、基本計画の必須データと考えます。	御意見いただいた点は非常に重要ですが、本市には、膨大な数の指定文化財が存在していることから、本計画案に盛り込むのではなく、基本計画を製本する際に掲載する統計データのの一つとして掲載の可否を検討する必要があると考えています。
8	3 3	7 7	1 1	1 2	原案とおり	既存のスポーツ施設の活用だけではなく、最小限の資金で整備ができ、かつ各地区の手ごろな位置にある山・川・海を活用する方策を最大限に活用するため、第3章第7節1? 「スポーツの振興」に以下の記述を追加できないか。 ・? イ「野外活動空間の整備」に、「薩摩川内市内全域の林間野外活動拠点の整備を促進する。」を追加する。 ・? カ「野外活動の促進」に、「薩摩川内市内全域の林間野外活動拠点の活動を促進する。」	野外活動の促進については、第3章第7節1? イ「野外活動空間の整備」及び第3章第7節1? カ「野外活動の促進」に記述してありますが、ここでは、林間野外活動に限定せず、本市の有する豊かな自然環境を有効に活用し、より幅広い野外活動を推進するための記述としています。

パブリック・コメントに対する市の考え方（案）

No	目次				対 応	御意見等の概要	御意見等に対する市の考え方
	章	節	項	号			
9	4	1	1	2	原案とおり	防災対策上全域を網羅する災害に強いシステムの構築が必要であることから、第4章第1節1?イ「情報通信体制の整備」に「関係機関と連携して、特に携帯電話通話のエリア外の解消、ラジオの難聴地区の解消を図る。また、関係機関と連携して市民への防災情報の提供と災害時ライフラインの被害状況・復帰状況などの広報を図る。」を追加できないか。	携帯電話の通話エリア外地域の解消については、第6章第7節2?「情報通信格差への対応」に記述してありますし、その他の部分についても、第4章第1節1?イ「情報通信体制の整備」の記述に含まれています。
10	4	1	1	3	原案とおり	原子力災害時の避難道路として県道及び橋梁の早期整備が必要であるから、第4章第1節1?キ「防災空間の確保」に、「特に原子力災害時の避難道路の確保として、南九州自動車道の建設及び県道43号線、県道44号線の整備と川内川橋梁の建設を促進する。」を追加できないか。	避難路の整備については、第4章第1節1?キ「防災空間の確保」に記述してありますが、市内には、今後整備していくべき避難路が数多く存在しています。このため、個別の路線名を記述することは適当ではないと考えています。 なお、避難路の整備については、積極的に県に働きかけていきます。
11	4	3	2	4	原案とおり	資源循環の実効をあげるためには、関係機関との広域的な連携の下、具体的な展開が必要であるため、第4章第3節1?「環境にやさしい産業システムの構築」に、「実効ある産業システムの・・・」を追加できないか。	第4章第3節2?「環境にやさしい産業システムの構築」に、「 実効ある産業システム 」の記述を記載済みです。
12	4	4	3		原案とおり	食料の安全・安心を確保する上でも、家庭排水処理対策は重要であると考えられることから、第4章第4節3「小型合併処理浄化槽の整備促進」に、「集合処理区域以外については、クリーンな農業用水・河川水の確保のために、小型合併処理浄化槽設置者の負担軽減を図り、設置を促進する。」を追加できないか。	第4章第4節3「小型合併処理浄化槽の整備の促進」に記載のある小型合併処理浄化槽設置整備事業は、設置者の負担軽減だけでなく、より幅広く小型合併処理浄化槽の設置を促進するための事業ですので、御意見いただいた内容も、これに含まれています。
13	5	2	4	1	原案とおり	新たな特産物等を開拓していく上では、初期投資資金の確保がネックとなることから、第5章第2節4?「新たな特産物等の開拓」に、「新たな特産物等の開拓にあたっては、高収益が見込まれる作物などの情報提供と初期投資資金の助成または融資による支援を行う。」を追加できないか。	第5章第2節4?「新たな特産物等の開発」に、「さらに、新たな特産物等の開発にあたっては、高収益が見込まれる作物などの情報提供と初期投資軽減助成または融資による支援を行います。」の記述を記載済みです。
14	5	4	2		原案とおり	つくり育てる漁業を、甑島地域だけでなく広い範囲に広げるため、第5章第4節2「つくり育てる漁業の推進」に、「つくり育てる漁業として、西海岸沿いの川内川河口周辺地域における養殖事業を促進する。」を追加できないか。	養殖業については、川内地域の海岸部のみならず甑4地域や内陸部においても振興を図る必要があるため、第5章第4節2「つくり育てる漁業の推進」は、それらを包含した形で記述しており、市内各地の養殖業を地域ごとに個別に記述することは適当ではないと考えています。
15	5	4	3	1	原案とおり	薩摩川内市の主要水産物は、水揚げ乾燥後は大都市で加工され、販売されているので、地場で水産物を加工し、より付加価値の高い水産物として出荷できるよう施設の整備を促進する必要がある。そのためにも、第5章第4節3「水産加工の高度化」に、「安全・安心な水産物の生産を促進し、またシラスなどの付加価値のある加工品の新規開拓と施設整備を促進します。」を追加できないか。	第5章第4節3?ア「特産品等の販路の拡大」に、「並びに付加価値のある加工品の新規開拓等」の記述を記載済みです。
16	5	5	1	2	原案とおり	第5章第5節1?ア「機能的な商業空間の形成」に、「車社会に対応した機能的な商業空間づくりのために市街地の空き店舗等の跡地活用によるパーキングの建設を促進する。」を追加できないか。	中心市街地にある既存の駐車場を有効に活用することにより、駐車スペースの確保は可能であることから、第5章第5節1?ア「機能的な商業空間の形成」は、空き店舗等の跡地活用、駐車スペースの確保等も含めたより幅広い意味での記述にしております。
17	5	5	2	2	原案とおり	全国的にも希少な木造船の製造技術の保存・継承のために、市内の若者が製作にあたったが、伝統技術の保存・継承はもちろんのこと、新しい起業として支援・活用するため、第5章第5節2?イ「起業活動等への支援」に、「竹細工、甲冑製作など固有の伝統技術と、全国的にも希少な木造和船薩摩型船など・・・」を追加できないか。	木造船の製造については、伝統技術としては非常に重要ですが、事業活動としては、まだ始まったばかりであり、今後の需要等その事業活動の動向を見ながら検討していく必要があると考えています。

パブリック・コメントに対する市の考え方（案）

No	目次				対 応	御意見等の概要	御意見等に対する市の考え方
	章	節	項	号			
18	5	5	4	2	原案とおり	<p>老若層の定住促進を図るとともに、都市交流型農業の従事者を増やし、「食・農・住」の一体的な推進を図るため、第5章第5節4「高江インターチェンジ（仮称）周辺の整備」に、以下の記述を追加できないか。</p> <p>「高江インターチェンジ（仮称）の周辺については、高江町の田園地帯や川内川・八間川、猫岳・柳山などの豊かな自然環境と融和した食料・農業と大型宅地化による住宅が近接した都市交流型農業の振興と併せ風力発電などのエネルギー産業や環境関連産業等の誘致を推進する。」</p>	<p>現在策定中の基本計画は、今後5年の計画であり、供用開始まで未だしばらくの間を有する高江インターチェンジ（仮称）については、この5年の中で地元と協議しながら、その方向性について検討していくこととし、このたびの基本計画での記載は差し控えたいと考えています。</p>
19	5	6	4		原案とおり	<p>中心市街地には、大型宿泊施設やレストランなど観光客の受け入れ施設が乏しく、かつ既存施設との競合があるため新規の施設整備は困難な状況にある。観光客の集客力を維持・増大するためには、市が主導して観光関連業の協業化等ある程度の方向性を示す必要があるため、第5章第6節4「観光施設の機能充実」に、「協業化による施設整備を含めて」を追加できないか。</p>	<p>第5章第6節4「観光施設の機能の充実」は、協業化による施設整備も含め、より広い意味で観光施設の整備の促進について記述していますので、御意見いただいた点も、これに包含されていると考えています。</p>
20	6	5	3		原案とおり	<p>特徴ある地区を強調するため、第6章第5節3「河川の利活用の推進」に、「川内川をはじめとする本市内の八間川、高城川、田海川などの河川については、国選定の八間川「水辺の楽校プロジェクト」など、それぞれの特性に応じた・・・」を追加できないか。</p>	<p>本市には数多くの河川・公園・道路がありますので、本計画の本文中に、それらの固有名称は記載しないこととしています。ただし、特徴ある事例については、できるだけ記述するようにしていますので、八間川「水辺の楽校」についても第6章第5節3「河川の利活用の推進」に、河川を活用した特徴ある取組として記述してあります。</p>
21	7	2	1	2	原案とおり	<p>第7章第2節「男女協働参画社会の形成」にある「ジェンダー」は、表現として適切なものか。</p>	<p>「ジェンダー」は、主要な国際機関等で一般的に使用されていますが、「ジェンダー」の意味をより多くの人に理解してもらうために、全編を通じ表現を「ジェンダー」に統一しています。</p>